



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

|         |                     |       |
|---------|---------------------|-------|
| 会 社 名   | 株式会社キトー             |       |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長             | 鬼頭 芳雄 |
| コード番号   | 6409 (東証 第一部)       |       |
| 問 合 せ 先 | 取締役 執行役員<br>経営管理本部長 | 遅澤 茂樹 |
|         | TEL : 03-5908-0161  |       |

## ストック・オプション(新株予約権)の発行(定時株主総会 付議)に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり、平成 26 年 6 月 24 日開催の第 70 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを必要とする理由  
当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。
2. 新株予約権の割当対象者  
当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員とする。
3. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
  - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権 1,000 個を上限とする。  
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 100,000 株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権を乗じた数を上限とする。
  - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
  - (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間  
付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使の条件  
イ 新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。  
ロ 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- ⑤ 新株予約権の取得事由及び条件  
イ 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。  
ロ 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。  
ハ 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。  
イ 交付する再編対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

- 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- ハ 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記□に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ニ 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ホ 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上記④に準じて決定する。
- ヘ 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件  
上記⑤に準じて決定する。
- ト 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て  
新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で定めるものとする。

以上